

高年齢労働者基本権益保障暫定規定

(2026 年 5 月 10 日 人力資源社会保障部、国家卫生健康委員会、応急管理部、国家税務総局、国家医療保障局令第 56 号公布 2026 年 7 月 1 日から施行)

第一条 法定定年年齢を超えた労働者の適法な権益を保障し、使用者と労働者の権利と義務を明確にするため、『全国人民代表大会常務委員会による漸進的な法定定年年齢の引き上げ実施に関する決定』及び関連法令の規定に基づき、本規定を制定する。

第二条 中華人民共和国境内において、使用者が法定定年年齢を超えた労働者（以下「高年齢労働者」という）を採用し、当該高年齢労働者が使用者の労働管理を受け、使用者が手配した報酬付き労働に従事する場合、本規定を適用する。

規定に基づき早期定年退職した労働者が、退職後に使用者に採用された場合も、本規定により執行する。

第三条 各級人力資源社会保障部門、卫生健康部門、税務部門、医療保障部門、並びに生産安全監督管理職責を有する部門、労働組合、企業代表団体等は、それぞれの職責に基づき政策措置を最適化し、連携を強化し、高齢労働者の権益保障業務を共同で推進しなければならない。

第四条 使用者が高年齢労働者を採用する際は、高年齢労働者の知識、技能、経験等を考慮し、その能力に適した就業職種を提供しなければならない。

就業意欲のある高年齢労働者に対し就業支援を行うよう、人力資源服務機関を奨励する。

第五条 使用者と高年齢労働者は、適法、公平、平等・任意、協議一致、誠実信用の原則に従い、双方の権利義務を定めなければならない。

使用者は、高年齢労働者が労働報酬、休暇・休日、労働安全衛生、労災保障等の基本的権益を享有できるよう保障しなければならない。

高年齢労働者は、職業倫理及び使用者の労働規定制度を遵守し、生産安全・職業衛生に関する規程及び基準を履行し、労働任務を遂行しなければならない。

第六条 使用者は高年齢労働者と書面による使用契約を締結し、契約期間、業務内容、勤務

地、労働時間、休暇・休日、労働報酬、社会保険、労働保護、労働条件、職業危害予防等の事項を明記しなければならない。

第七条 双方が協議して合意した場合、使用契約の定める内容を変更することができる。

第八条 使用契約の期間が満了し、又は双方が定めた業務内容が完了した場合、使用契約は終了する。

双方が定めた終了事由が発生し、又は双方が協議して合意の上使用契約を解除した場合、使用契約は終了する。

第九条 使用者は『国務院による従業員の労働時間に関する規定』『全国祝祭日及び記念日休暇弁法』に基づき、高年齢労働者の労働時間及び休暇・休日を合理的に手配し、原則として高年齢労働者に残業をさせない。

使用者が高年齢労働者に残業を命じる場合、『中華人民共和国労働法』第四十一条、第四十二条及び第四十四条の規定を遵守しなければならない。

第十条 使用者は高年齢労働者と協議し、労働報酬の具体的金額又は算定基準、支払周期、支払日、支払方法等を明確に定めなければならない。

第十一条 高年齢労働者が正常に労働を提供した場合、使用者が支払う労働報酬は、当地の最低賃金基準を下回ってはならない。

第十二条 使用者は、約定に基づき貨幣形式により労働報酬の全額を遅滞なく高年齢労働者本人に支払わなければならない。支払いは毎月少なくとも 1 回とする。現物、有価証券その他の形態で代用してはならず、報酬を減額し、又は正当な理由なく支払いを遅延させてはならない。

第十三条 使用者は高年齢労働者の身体状況に応じ、適切な職種及び労働強度を定め、心身の健康を損なう労働又は危険作業に従事させてはならない。

第十四条 使用者は高年齢労働者に対し、生産安全及び職業衛生に関する教育・研修を実施し、生産安全、職業衛生に関する規程及び基準を徹底させ、労働災害及び職業病の発生を予

防しなければならない。

第十五条 使用者は高年齢労働者のため労災保険に加入し、労災保険料を納付しなければならない。当該保険料は労働者本人が納付する必要はない。高年齢労働者が業務上の事由により労働災害を被り、又は職業病に罹患した場合、規定に基づき労災認定、労働能力鑑定を行い、相応の労災保障給付を受ける。高年齢労働者向けの労災保障制度は別途定める。

第十六条 基本養老保険給付を受給している高年齢労働者が引き続き就労する場合、既存の基本養老保険給付内容は変更しない。

基本養老保険給付を受けていない高年齢労働者が、従業員基本養老保険への継続加入を選択した場合、個人として同保険料を納付することができる。使用者と合意した場合は、使用者も規定に基づき当該保険料を納付でき、労働者本人が納付すべき保険料については使用者が源泉徴収・納付を行う。

第十七条 定年者向け従業員基本医療保険給付を受給している高年齢労働者が引き続き就労する場合、既存の医療保険給付内容は変更しない。

定年者向け従業員基本医療保険給付を受給していない高年齢労働者が、従業員基本医療保険への継続加入を選択した場合、個人として同保険料を納付することができる。使用者と合意した場合、使用者も関連規定に基づき当該保険料を納付でき、労働者本人が納付すべき保険料については使用者が源泉徴収・納付を行う。

第十八条 社会保険取扱機関は事務手続きを簡素化し、高年齢労働者及び使用者に利便性の高いサービスを提供しなければならない。

また、高齢者向け施設・設備を整備し、高年齢労働者の利便を図らなければならない。

第十九条 本規定に定める労働報酬、休暇・休日、労働安全衛生及び労災保障をめぐり紛争が生じた場合、『中華人民共和国労働爭議調停仲裁法』に基づき処理する。

その他の事項をめぐり紛争が生じた場合、当事者は法令の規定に基づき人民法院に提訴することができる。

第二十条 使用者が本規定第九条第二項、第十一条、第十二条の規定に違反した場合、高年齢労働者は人力資源社会保障行政部門に苦情を申し立てることができる。人力資源社会保

障行政部門は『中華人民共和國労働契約法』第八十五条第（一）項から第（三）項、『労働保障監察条例』の規定に基づき監察を実施する。

第二十一条 使用者が『中華人民共和國生産安全法』『中華人民共和國職業病防治法』その他の法令・規則に違反した場合、生産安全及び職業病予防・治療の監督管理職責を有する部門は法令に基づき処理しなければならない。

第二十二条 労働組合は法令に基づき高年齢労働者の適法な權益を守り、使用者による權益保障の実施状況を監督する。使用者が高年齢労働者の適法な權益を侵害した場合、労働組合は意見を述べ、又は是正を要求する權利を有する。高年齢労働者が仲裁申立て又は提訴を行う場合、労働組合は法令に基づき支援及び援助を行う。

第二十三条 国の関連規定に基づき柔軟に定年年齡を延長した労働者については、当該延長期間中、『中華人民共和國労働契約法』、『事業單位人事管理条例』その他の法令を適用する。

第二十四条 本規定は 2026 年 7 月 1 日より施行する。

超龄劳动者基本权益保障暂行规定

(2026 年 5 月 10 日人力资源社会保障部、国家卫生健康委、应急管理部、国家税务总局、国家医保局令第 56 号公布 自 2026 年 7 月 1 日起施行)

第一条 为了保障超过法定退休年龄的劳动者的合法权益，明确用人单位与劳动者的权利和义务，根据《全国人民代表大会常务委员会关于实施渐进式延迟法定退休年龄的决定》及有关规定，制定本规定。

第二条 中华人民共和国境内的用人单位招用超过法定退休年龄的劳动者（以下简称超龄劳动者），超龄劳动者受用人单位劳动管理、从事用人单位安排的有报酬的劳动，适用本规定。

符合规定已提前退休的劳动者，退休后被用人单位招用的，依照本规定执行。

第三条 各级人力资源社会保障、卫生健康、税务、医疗保障部门，负有安全生产监督管理职责的部门，工会、企业代表组织等应当按照职责，优化政策措施，强化工作协同，共同做好超龄劳动者权益保障工作。

第四条 用人单位招用超龄劳动者，应当根据超龄劳动者的知识、技能、经验等，提供适合超龄劳动者的就业岗位。

鼓励人力资源服务机构为有就业意愿的超龄劳动者提供就业服务。

第五条 用人单位和超龄劳动者遵循合法、公平、平等自愿、协商一致、诚实信用的原则，确定双方的权利和义务。

用人单位应当保障超龄劳动者获得劳动报酬、休息休假、劳动安全卫生、工伤保障等基本权益。

超龄劳动者应当遵守职业道德和用人单位的劳动规章制度，执行安全生产、职业卫生的规程和标准，完成劳动任务。

第六条 用人单位应当与超龄劳动者订立书面用工协议，明确协议期限、工作内容、工作地点、工作时间、休息休假、劳动报酬、社会保险、劳动保护、劳动条件、职业危害防护等事项。

第七条 双方协商一致，可以变更用工协议约定的内容。

第八条 用工协议期限届满或者双方约定的工作内容完成的，用工终止。

双方约定的终止条件出现或者双方协商一致解除用工协议的，用工终止。

第九条 用人单位应当依照《国务院关于职工工作时间的规定》、《全国年节及纪念日放假办法》的规定，合理安排超龄劳动者的工作时间和休息休假，一般不安排超龄劳动者加班。

用人单位安排超龄劳动者加班，应当遵守《中华人民共和国劳动法》第四十一条、第四十二条和第四十四条的规定。

第十条 用人单位应当与超龄劳动者明确约定劳动报酬的具体数额或者计酬标准、支付周期、支付时间、支付方式等事项。

第十一条 超龄劳动者提供了正常劳动的，用人单位支付的劳动报酬不得低于当地最低工资标准。

第十二条 用人单位应当以货币形式按约定及时足额将劳动报酬支付给超龄劳动者本人，至少每月支付一次，不得以实物或者价证券等其他形式替代，不得克扣或者无故拖欠。

第十三条 用人单位应当根据超龄劳动者身体状况确定合适的工作岗位和劳动强度，不得安排超龄劳动者从事危害其身心健康的劳动或者危险作业。

第十四条 用人单位应当对超龄劳动者进行安全生产、职业卫生的教育和培训，执行安全生产、职业卫生的规程和标准，预防事故和职业病发生。

第十五条 用人单位应当为超龄劳动者参加工伤保险并缴纳工伤保险费，个人不缴纳工伤保险费。超龄劳动者因工作原因受到事故伤害或者患职业病的，按照规定进行工伤认定、劳动能力鉴定并享受相应的工伤保障待遇。超龄劳动者工伤保障办法另行制定。

第十六条 超龄劳动者已享受基本养老保险待遇继续工作的，不改变其享受基本养老保险待遇。

超龄劳动者未享受基本养老保险待遇、选择继续参加职工基本养老保险的，可以个人身份继续缴纳职工基本养老保险费；经与用人单位协商一致，用人单位也可以按照规定为其缴纳职工基本养老保险费，个人应当缴纳的职工基本养老保险费由用人单位代扣代缴。

第十七条 超龄劳动者已享受职工基本医疗保险退休人员待遇继续工作的，不改变其享受职工基本医疗保险待遇。

超龄劳动者未享受职工基本医疗保险退休人员待遇、选择继续参加职工基本医疗保险的，可以个人身份继续缴纳职工基本医疗保险费；经与用人单位协商一致，用人单位也可以按照有关规定为其缴纳职工基本医疗保险费，个人应当缴纳的职工基本医疗保险费由用人单位代扣代缴。

第十八条 社会保险经办机构应当优化经办流程，为超龄劳动者和用人单位提供便捷服务。社会保险经办机构应当完善适老化设施设备，为超龄劳动者提供便利。

第十九条 因本规定明确的劳动报酬、休息休假、劳动安全卫生、工伤保障发生争议的，依照《中华人民共和国劳动争议调解仲裁法》处理。

因其他事项发生争议的，当事人可以依法向人民法院提起诉讼。

第二十条 用人单位违反本规定第九条第二款、第十一条、第十二条规定，超龄劳动者可以向人力资源社会保障行政部门投诉，人力资源社会保障行政部门依照《中华人民共和国劳动合同法》第八十五条第（一）项至第（三）项、《劳动保障监察条例》的规定实施监察。

第二十一条 用人单位违反《中华人民共和国安全生产法》、《中华人民共和国职业病防治法》等法律法规和规章，负有安全生产、职业病防治监督管理职责的部门应当依法处理。

第二十二条 工会依法维护超龄劳动者的合法权益，对用人单位保障超龄劳动者的合法权益情况进行监督。用人单位侵害超龄劳动者合法权益的，工会有权提出意见或者要求纠正；超龄劳动者申请仲裁、提起诉讼的，工会依法给予支持和帮助。

第二十三条 根据国家有关规定弹性延迟退休的劳动者，在弹性延迟退休期间，适用《中华人民共和国劳动合同法》、《事业单位人事管理条例》等法律法规规定。

第二十四条 本规定自 2026 年 7 月 1 日起施行。